

## 北秋田市単品スライド条項の概要

令和5年4月1日  
北秋田市財務部財政課

### 1. 単品スライド条項

工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となった時に、請負代金額の変更を請求することができる規定である。

### 2. 対象となる主要な工事材料と対象工事

#### (1) 主要な工事材料

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）及び、これ以外の主要な工事材料（アスファルト混合物など、以下「諸資材」という）。

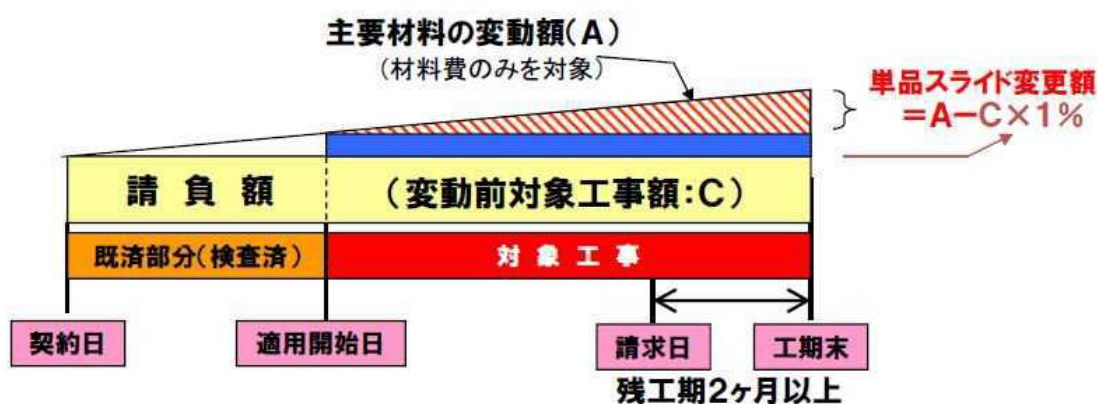
基本的には下表を目安とする。

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない 賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
骨材類	砂利、砂、栗石、砕石等	
コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート、コンクリート二次製品等（PHC杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、盖板類、フリーム類、ボックスカルバート、集排水桝、推進管類、外圧管等）	
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	

## (2) 対象工事

- ・継続中の工事で、請求日から残工期が2ヶ月以上ある工事。
  - ・対象資材の価格変動額が、各対象品目ごとに請負代金額の1%以上変動する工事。  
(なお、部分払いなどの既済部分は対象外。)
- ※受注者からの請求には、証明書類の添付が必要。  
※請求時点で最終的な総価が確定していない場合は、現請負金額で変動額を計算し、スライド対象となる可能性があれば請求可能。(概算スライド請求)

### 【単品スライドのイメージ図】



※適用開始(基準)は、基本的に契約日。既済部分(検査済)がある場合は、既済部分検査の翌日。

### 3. スライド額の計算で用いる単価

- ・現場に搬入された月の「実勢価格」と「個別の実取引価格(受注者の購入価格)」のどちらから変動額の小さい方とする。

ただし、実際の購入金額が「実勢価格」を上回る場合にあつて、購入実績を証明する書類に加え、受注者が対象材料について実際の購入金額が適当な金額であることを証明する書類を示し、適当であることが認められた場合に限り、実際の購入金額を用いてスライド額を算定することができる(スライド額算定の手順は【参考3】参照)。

※実勢価格とは、物価資料(建設物価、積算資料等の刊行物)に掲載されている価格の平均値を採用する。なお、原則として搬入した月の翌月の物価資料に掲載されている単価を採用する。

- ・複数回に分けて搬入した場合は、月毎の搬入単価で加重平均。なお、燃料油で月毎の搬入量が不明の場合は、工期中の各月の平均。
- ・増額スライドで当初積算が見積による資材の場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率

により算定した価格を実勢価格とする。

- ・減額スライドで当初設計が見積による資材の場合は、刊行物掲載の類似品の価格から積算時点と搬入時点とにおける価格比率を算出し、それを見積単価に乗じた金額を実勢価格とする。

#### 4. スライド額の計算

スライド額算定の対象となる資材のスライド額については、次式により算定する。

- 【鋼材類】(各月の実勢価格－設計時点での実勢価格) × 対象数量
- +) 【燃料油】(各月の実勢価格－設計時点での実勢価格) × 対象数量
- +) 【諸資材】(各月の実勢価格－設計時点での実勢価格) × 対象数量
- －) スライド前の請負代金額の1%相当額

---

スライド額

- #### 5. 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算における対応・市場単価等については、数量を確認できる場合は対象となる。ただし、諸雑費などの率計上は対象としない。
- ・施工パッケージ型積算については、J A C I Cから出力される機労材集計リストの数量による。

#### 6. スライド額の算定、設計書の作成方法

- ・スライド額の算定は、運用要領に基づく様式(スライド変更額確認調書)にて算定する。
  - ・スライド額の算定における金額の端数処理は1円単位とし、1円未満切り捨てとする。
- ※単品スライドは材料価格の変動分について行うもので、その変動に連動して諸経費の変更を行うものではないため、万円単位での切り捨てはしない。
- ・作成した設計書の請負額とスライド額を合算する。様式は運用要領(様式-S7、様式-S7')による。 \_